

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 高山村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ 先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業等)	助成	高山村高齢者住宅改修費助成事業	(1)助成は1世帯につき1度限りとする。 (2)助成対象費用は、当該高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事に係る家屋内の改修費及びこれに必然的に付随する付帯工事費に限るものとする。	1 高齢者介護用住宅費助成事業 (1)高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯 (2)生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯 2 自立高齢者等住宅改修費助成事業 (1)高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護1のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯 (2)前年所得税非課税の世帯	50万円/戸			随時受付	枠 1件	保健みらい課	0279-63-1311	https://vill.takayama.gunma.jp/08hokenmirai/korei-fukushi/korei-jutaku.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改修費助成制度等)	助成	高山村重度身体障害者(児)住宅改修費補助	下肢、体幹又は視覚に重度の障害を有する者(以下「障害者」という。)又は障害者と世帯を同一にする者(以下「改造者」という。)が、住宅設備を障害者に適するように改造する場合、その事業に要する経費に対して、この要綱の定めるところにより、補助金を交付し、その福祉の増進に資する 補助額は、改造に要する経費に6分の5を乗じて得た額とし、補助限度額は、補助基本額600,000円の6分の5の額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるとする。	次の各号のすべてに該当する者に行う新築等を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他村長が特に必要と認めた改修工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。ただし、介護保険の住宅介護(支援)住宅改修費又は重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる工事については補助対象としない。 この場合、介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、なおそれらの給付額を超える改修経費がかかる場合についてはその超過額を補助対象とすることができる。 (1)村内に住所を有する者 (2)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 (3)身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生労働省令第15条)別表第5号により、次のいずれかに該当する者 ①下肢の障害者で1・2級の者 ②体幹の障害者で1・2級の者 ③下肢及び体幹の重複障害で1・2級の者 ④視覚の障害者で1級の者 (4)当該年度の市町村民税所得割額160,000円未満の世帯に属する者	50万円/戸			随時受付	枠設定無	保健みらい課	0279-63-1311	https://vill.takayama.gunma.jp/08hokenmirai/shogai-fukushi/hojoi-jutaku.html	
住宅リフォーム資金	助成	高山村住宅リフォーム補助金	補助対象住宅 ・個人住宅・併用住宅の個人住宅部分 ・高山村に生活基盤を置くことを目的に取得した空き家等 村内の施工業者による工事金額20万円以上の補助対象住宅へのリフォーム工事 当該住宅についての補助は一度のみ 他の制度との併用は不可 電化製品の取付・更新は不可	①高山村の住民基本台帳に登録されている者で、引き続き5年以上高山村に生活基盤を置く意思があること ②世帯全員が市町村税及び使用料等を完納していること ③空き家等の取得等によって高山村に転入する場合は、高山村の住民基本台帳に登録された日から起算して5年以上高山村に生活基盤を置く意思があること	50万円/戸			常時受付	枠 20件	建設課	0279-63-2111	https://vill.takayama.gunma.jp/07kensetsu/jutaku-reform/reform.html	補助の対象とならない場合があるので、事前に担当課へ連絡すること
合併処理浄化槽設置費	助成	高山村合併浄化槽設置費補助金	合併浄化槽の新設工事を行う者に対して、補助金を交付する。	①高山村に住所を有し、農業集落排水事業実施計画区域外の地域で合併浄化槽を設置しようとする者 ②村内に住所を有する者	5人槽 27.9万円 6~7人槽 36万円 8人槽以上 47.7万円			随時受付	枠 6件	建設課	0279-63-2111	https://vill.takayama.gunma.jp/07kensetsu/jokaso/gappei-jokaso.html	設置計画がある者は、事前に担当課へ連絡すること
合併処理浄化槽設置費(村単独)	助成	高山村単独事業合併浄化槽設置費補助金	農業集落排水事業実施地区以外に新規に住宅を建設し合併浄化槽の新設工事を行う者に対し、村単独で補助金を交付する。	①高山村に住所を有し、農業集落排水事業実施計画区域外の地域で新規に住宅を建設し合併浄化槽を設置しようとする者 ②村内に住所を有する者 ③世帯全員が村税及び使用料を完納していること	5人槽 13.95万円 6~7人槽 18万円 8人槽以上 23.85万円			随時受付	枠 6件	建設課	0279-63-2111	https://vill.takayama.gunma.jp/07kensetsu/jokaso/gappei-jokaso.html	設置計画がある者は、事前に担当課へ連絡すること
太陽光発電設備設置費	助成	高山村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付する 発電システムの定義:低圧配電線と逆潮流有りで連系する住宅の屋根等への設置に適した未使用の太陽光発電システム(建売住宅提供者等から購入する居住実績のない発電システム付住宅の発電システムを含む。)	①村内に住所を有する者(法人は除く。)で自ら居住する住宅等に設置される発電システム。 ②発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、第8条に定める実績報告書を提出。 ※発電システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とし世帯全員が村税等を滞納していないもの。	7万円/KW (上限20万円)			随時受付 (但し、工事完了届を年度末間に提出できるもの)	枠 2件	地域振興課	0279-63-2111	https://vill.takayama.gunma.jp/02chiiki/taiyoko/taiyoko-hojo.html	集合住宅は除く
耐震診断費	助成	高山村木造住宅耐震診断者派遣事業	社団法人「群馬県建築士事務所協会」に登録された木造住宅耐震診断調査資格者による財団法人日本建築防災協会が発行している「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいた一般診断法により木造住宅の地震に対する安全性の評価	高山村に存する対象建築物を所有する者 対象建築物 (1)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの) (2)平屋建て又は2階建てのもの (3)在来軸組工法によって建築されたもの				随時受付	枠 2件	建設課	0279-63-2111	https://www.vill.takayama.gunma.jp/life/sumai.html	耐震診断に要する費用 ただし、耐震診断者の交通費は申請者が実費負担